

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	医療情報外部保存と2次利用に関する法整備
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	診療録およびそれらに付随する記録から疫学的な要素を抽出し、疾病の流行に対する施策等を効率的に促すため、健康情報活用基盤を構築する必要がある。現在は、医療情報の外部保存はガイドラインでのみ表記されており、個人情報を取り扱う上での罰則等がない。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	医療法(昭和23年法律第205号)第21条、第22条及び第22条の2に規定されている診療に関する諸記録
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>①診療録およびそれらに付随する記録の院外への外部保存を容認することを、個人情報保護法のみでなく、医療法内で法制化したうえで、罰則を設けるなどの法整備が必要である。</p> <p>②診療録およびそれらに付随する記録を匿名化した上で2次利用することを許可することを法律に明記すべきである。</p>